

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

第 4 号

令和8年6月18日

国土交通大臣 殿

市川三郷町地域公共交通会議

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790－3

会 長 武 藤 慎 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 1 8 日

(名称) 市川三郷町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市川三郷町の公共交通は、ＪＲ身延線、コミュニティバス、タクシー、２病院間シャトルバス等が運行されている。これらの公共交通については、ＪＲ身延線が町外（甲府方面・静岡方面）への移動を支えており、主に通勤・通学時の交通手段となっている。また定時定路線型コミュニティバス４路線は、山間部から市街地までを運行し、自家用車を運転できない高齢者の買い物や通院を支えている。

しかしながら、人口減少等による公共交通利用者の減少、燃料費高騰による事業費増加、交通事業者における運転手不足等により地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、コミュニティバスの日中の便が少なかったり、自宅からバス停までの距離が遠く利用できなかったり、一部地域では交通手段が確保されていなかったりと住民は不便を強いられている状況である。

現在自家用車を利用できない方々に加え、免許を返納する高齢者も増加傾向にある。また令和１１年度には中学校の統合も計画されており、買い物や通院に加え、通学でもコミュニティバスを利用することも考えられる。以上のことから、公共交通事業については交通事業者の運営努力や町の運営補助だけでは維持が難しい状況であり、地域公共交通確保維持事業により今後も引き続きコミュニティバスの確保維持が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通で市街地までおでかけできる。

目標達成状況指標

コミュニティバスの便数	現況値 93 便/週	維持する
コミュニティバス利用者数	現況値 1.8 人/便	増やす

市川三郷町地域公共交通計画：P13 参照

(2) 事業の効果 コミュニティバスを維持することにより、山間地及び郊外に住む自家用車を利用できない高齢者の買い物、通院、鉄道駅への移動手段が確保される。さらに移動手段が確保されることにより、高齢者の外出機会が増え介護予防にも繋がる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・各地域の移動実態、コミュニティバス利用状況等を踏まえて、コミュニティバスの運行ルートやダイヤを一体的に見直し（地域公共交通会議） （地域公共交通計画 P19） ・高齢者等の集まりの場へ出向き、コミュニティバスの周知 （地域公共交通計画 P26）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス六郷線について、その運行に係る費用総額 12,096,754 円のうち、市川三郷町方運行事業者への負担金については運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数について数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和６年４月２５日（第１回）地域公共交通会議及び法定協議会について等 令和６年１１月８日（第２回）令和５年度コミュニティバス実績報告について等 令和７年３月６日（第３回）地域公共交通計画策定について等 令和７年６月２３日（第４回）地域公共交通計画の素案について 令和７年１０月２日（第５回）市川三郷町地域公共交通計画（素案）について等 令和７年１２月１８日（第６回）市川三郷町地域公共交通計画（案）の承認等
19. 利用者等の意見の反映状況
（令和６年度） ・町民アンケート：２０００人（無作為抽出） ・中高生アンケート：町内中学生・高校生１０７４人 ・コミュニティバス利用者アンケート の実施。また、地域公共交通会議の委員に町民を入れ、利用者等の意見を反映した計画とした。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名			協議会名														年度	
山梨県			西八代郡市川三郷町			市川三郷町地域公共交通会議														令和 8 年度	

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 10）						運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7のみ）
					起点	経由地	終点																	
1	市川三郷町	山梨交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(1) 六郷線	つむぎの湯	鯉沢口	市川三郷町役場	14.5km	14.7km	143.0日	715.0回									路線型	令和 8 年度	②(1) 不便地域（法定）		① 新たに運行開始
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								

令和8年度 計画運行日数・回数(対象期間:令和8年3月～令和8年9月)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
日数	21	21	18	22	22	20	19	143
定時回数	10	10	10	10	10	10	10	70

運行事業者	運行系統	運行区分		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
山梨交通	六郷エリア	定時	往復で1回	105	105	90	110	110	100	95	715

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
山梨県	西八代郡市川三郷町	市川三郷町地域公共交通会議	令和 8 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	14,126 人
交通不便地域等（人）	2,353 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
2,353 人	旧六郷町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名

山梨県

市区町村名

西八代郡市川三郷町

協議会名

市川三郷町地域公共交通会議

年度

令和 9 年度

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 10）					
					起点	経由地	終点							運行態様 の別	補助開始年度	基準ハで該当 する要件（別 表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件（別 表 7のみ）	
1	市川三郷町	山梨交通株式会社	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュ ニティバスなど」）	(1) 六郷線	つむぎの湯	鯉沢口	市川三郷町役場	14.5km	14.7km	242.0日	1,210.0回			路線型	令和 8 年度	②(1) 不便地 域（法定）		① 新たに運行 開始	
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			

令和9年度 計画運行日数・回数(対象期間:令和8年10月～令和9年9月)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
日数	21	19	20	19	18	22	21	18	22	21	21	20	242
定時回数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120

運行事業者	運行系統	運行区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
山梨交通	六郷エリア	定時	往復で1回	105	95	100	95	90	110	105	90	110	105	105	100	1,210

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
山梨県	西八代郡市川三郷町	市川三郷町地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	14,126 人
交通不便地域等（人）	2,353 人

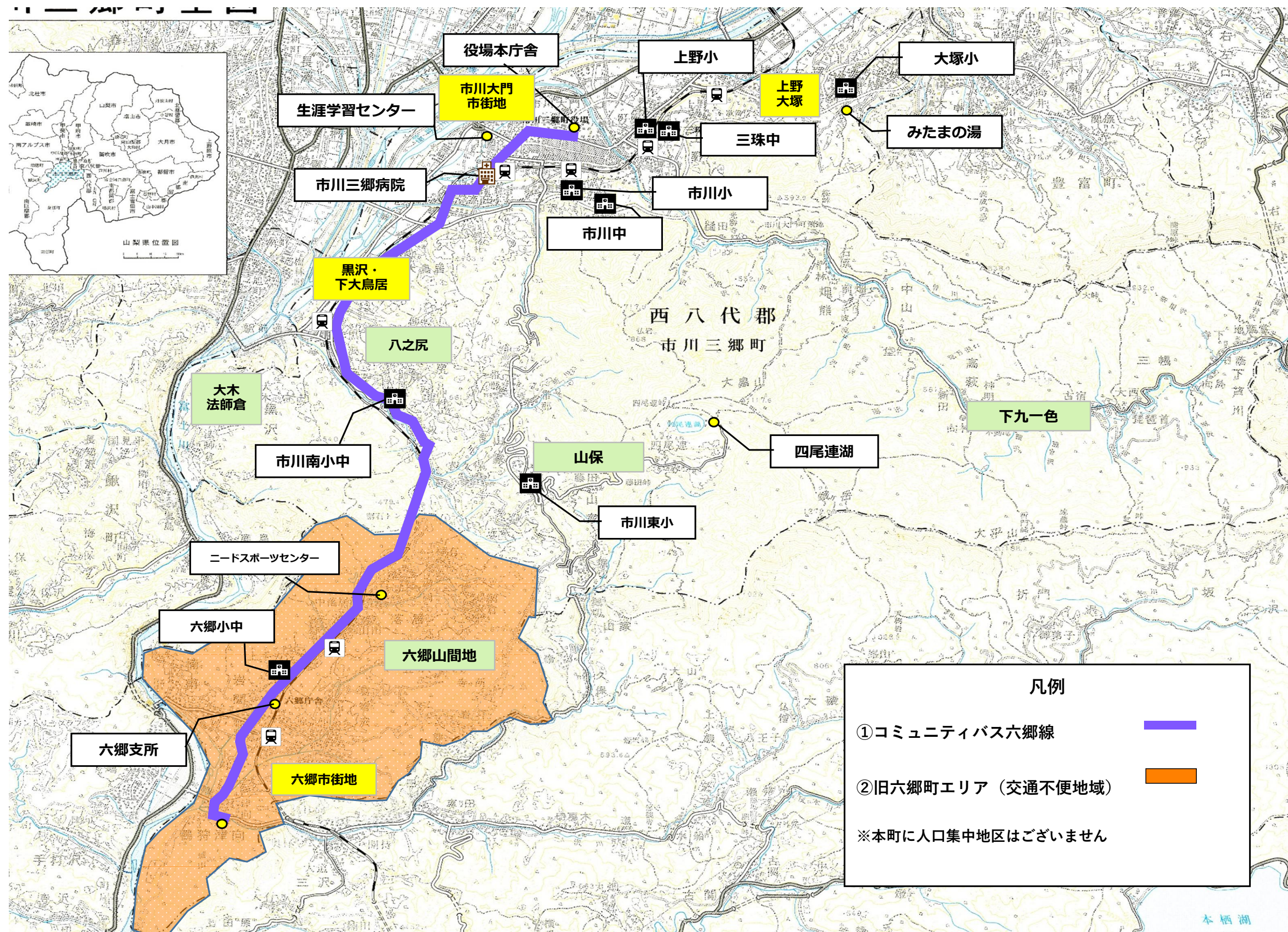
交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
2,353 人	旧六郷町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

市川三郷町エリア図



市川三郷町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
市川三郷町地域公共交通計画 14、15ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
市川三郷町地域公共交通計画 15ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
市川三郷町地域公共交通計画 19、26ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
市川三郷町地域公共交通計画 13ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

2. 目指す姿および評価指標

基本理念に沿った計画目標および評価指標を次のとおり定めました。

目指す姿① 地域公共交通で買い物・通院ができる

自家用車を利用できない場合においても、必要性の高い外出(買い物・通院)を支える地域公共交通ネットワークを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

商業施設・医療施設最寄りバス停の便数(合計) : 現況値 484 便/週 ⇒ **維持する**
商業施設・医療施設最寄りバス停における降車人数(合計)
: 現況値 49.5 人/日 ⇒ **増やす**

目指す姿② 地域公共交通で市街地までおでかけできる

山間部(下九一色・山保・八之尻・六郷郊外等)から鉄道駅周辺に移動できる地域公共交通ネットワークを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

コミュニティバスの便数 : 現況値 93 便/週 ⇒ **維持する**
コミュニティバスの利用者数 : 現況値 1.8 人/便 ⇒ **増やす**

目指す姿③ 地域公共交通で市街地内の移動がしやすい

市街地内において、スーパー、病院、行政手続き等、複数の用事を済ませられる回遊性の高い地域公共交通ネットワークを提供します。

目標達成状況を評価するための指標

タクシー券利用者数 : 現況値 1,840 回/年 ⇒ **増やす**

目指す姿④ 地域公共交通が他分野のまちづくりを後押しする

再編後の公共施設や観光スポット等に地域公共交通が発着し、波及効果のある地域公共交通を目指します。

目標達成状況を評価するための指標

公共施設・観光施設最寄りバス停の便数(合計) : 現況値 258 便/週 ⇒ **維持する**
公共施設・観光施設最寄りバス停における降車人数 : 現況値 20.3 人/日 ⇒ **増やす**

目指す姿⑤ 地域公共交通をみんなで支える

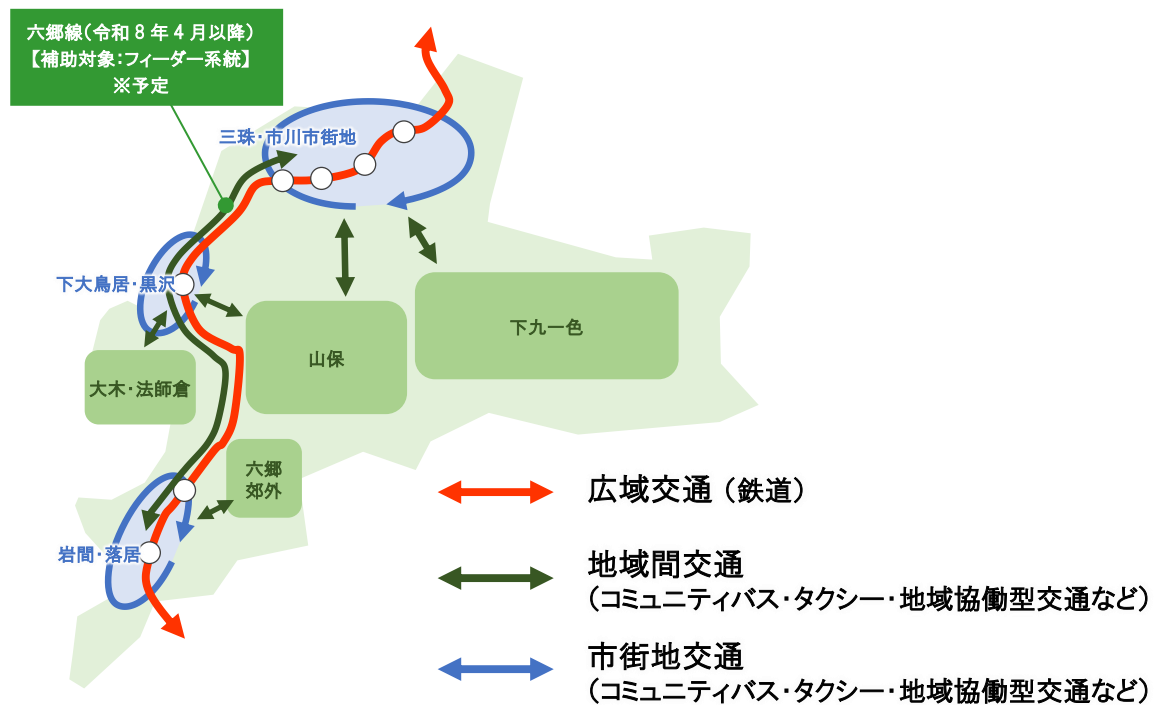
町・交通事業者に加えて、地域住民・地域団体等を含めたみんなで公共交通を支えていく意識や体制を構築します。

目標達成状況を評価するための指標

公共交通の利用者数 : 現況値 360,318 人/年 ⇒ **増やす**
公共交通に対する町の支出額(利用者あたり) : 現況値 2,499 円/人 ⇒ **減らす**

3. 目指す公共交通ネットワーク

基本理念、目指す姿を踏まえ、公共交通ネットワークのイメージ、各公共交通サービスに求められる役割を下記のとおり、整理しました。



<公共交通の役割>

位置付け	主な公共交通	役割	確保・維持策
広域交通	・鉄道 ※近隣自治体コミュニティバス (富士川町・身延町)も運行	・町外への広域的な移動を支える。	- 交通事業者と協議の上、現状以上の運行水準を確保する。 - コミュニティバスについては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。
地域間交通	・コミュニティバス ・タクシー ・新たな交通サービス	・町内の各地域間（市川市街地⇄六郷、下大鳥居⇄六郷など）の移動を支える交通サービス	
市街地交通	・コミュニティバス ・タクシー ・新たな交通サービス	・市街地の移動（自宅⇄生活関連施設、自宅⇄交通拠点など）を支える交通サービス	

<公共交通拠点の役割>

位置付け	エリア・施設	役割
交通拠点	鉄道駅、公共施設、商業施設、医療施設など	広域交通、地域間交通、市街地交通をつなぎ、多くの利用者に快適な乗継環境を提供する。

各路線の役割および必要性は下記のとおりです。

なお、地域内フィーダー系統の交通については、交通事業者の運営努力や自治体の運営補助だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要があります。

＜各路線の役割・必要性＞

路線	事業概要	役割・必要性	補助事業の活用
JR 身延線	・交通事業者が運行 ・本町から甲府市・静岡方面を結ぶ定時定路線型の路線	・甲府市～本町～富士市間を運行し、主に通勤・通学時の交通手段となっています。	
三珠線	・町が実施主体となり、交通事業者が運行 ・山間部（下九一色など）から市街地部を運行する定時定路線型の路線	・山間部から市街地までを運行し、特に自家用車を運転できない高齢者の買物や通院を支えているため、今後も維持が必要です。	※
山保線	・町が実施主体となり、交通事業者が運行 ・山間部（四尾連・山保など）から市街地部を運行する定時定路線型の路線		※
六郷線	・町が実施主体となり、交通事業者が運行 ・岩間・落居から下大鳥居・黒沢方面を運行する定時定路線型の路線		※
六郷循環線	・町が実施主体となり、交通事業者が運行 ・山間部（岩下など）から市街地部を運行する定時定路線型の路線		※

※ 国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用予定

【施策2】 地域間交通・市街地交通の再編

事業2-1	【重点事業】 コミュニティバスの再編				
実施内容	■背景・目的 ・市内の移動は、コミュニティバスによって支えられている。 ・コミュニティバスについては、利用が少ないバス停があること、1人を輸送するためのコストが高くなっていること、日中・夕方の便数・最終便時刻に対する改善要望があること、車両の更新時期が近付いていること等の問題点を抱えており、改善が必要である。 ■取組内容 ・各地域の移動実態、コミュニティバス利用状況等を踏まえて、コミュニティバスの運行ルートやダイヤ等を一体的に見直します。 ・コミュニティバスの再編計画を作成し、運行の抜本的な見直しを行います。 ＜参考事例＞ ・茨城県つくば市では、コミュニティバス「つくバス」が、利用状況調査を踏まえて路線を大幅に再編。赤字路線を削減し、需要の高い区間に集中させることで効率的な運行を実現し、ダイヤも鉄道駅との接続を意識し、利便性を高めた。				
実施主体	町・交通事業者				
関連する 目指す姿	目指す姿① 地域公共交通で買い物・通院ができる 目指す姿② 地域公共交通で市街地までおでかけできる 目指す姿③ 地域公共交通で市街地内の移動がしやすい				
実施 スケジュール	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度
	実施	効果 検証	適宜、見直し		



【施策4】公共交通の利用促進

事業4-1	情報発信の強化					
実施内容	■背景・目的 ・コミュニティバスについて「よく知らない」が約5割を占めており、公共交通に対する関心が低い状況である。 ■取組内容 ・公共交通を知ってもらうための取組を行います。特に公共交通の必要性が高い“中高生”や“高齢者”をメインターゲットとした周知を行います。 ＜参考事例＞ ・山梨県甲府市では、「公共交通を未来に残そう」運動の一環として、利用促進チラシを作成し、周知・利用促進を図っている。					
実施主体	町・交通事業者					
関連する 目指す姿	目指す姿⑤ 地域公共交通をみんなで支える					
実施 スケジュール	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度	
	実施	実施	実施	実施	実施	

お知らせ

コミュニティバス六郷線の見直しを行います。

町内コミュニティバスの利便性および持続可能性の向上のため、運行の見直しを行います。

< 運行概要 >

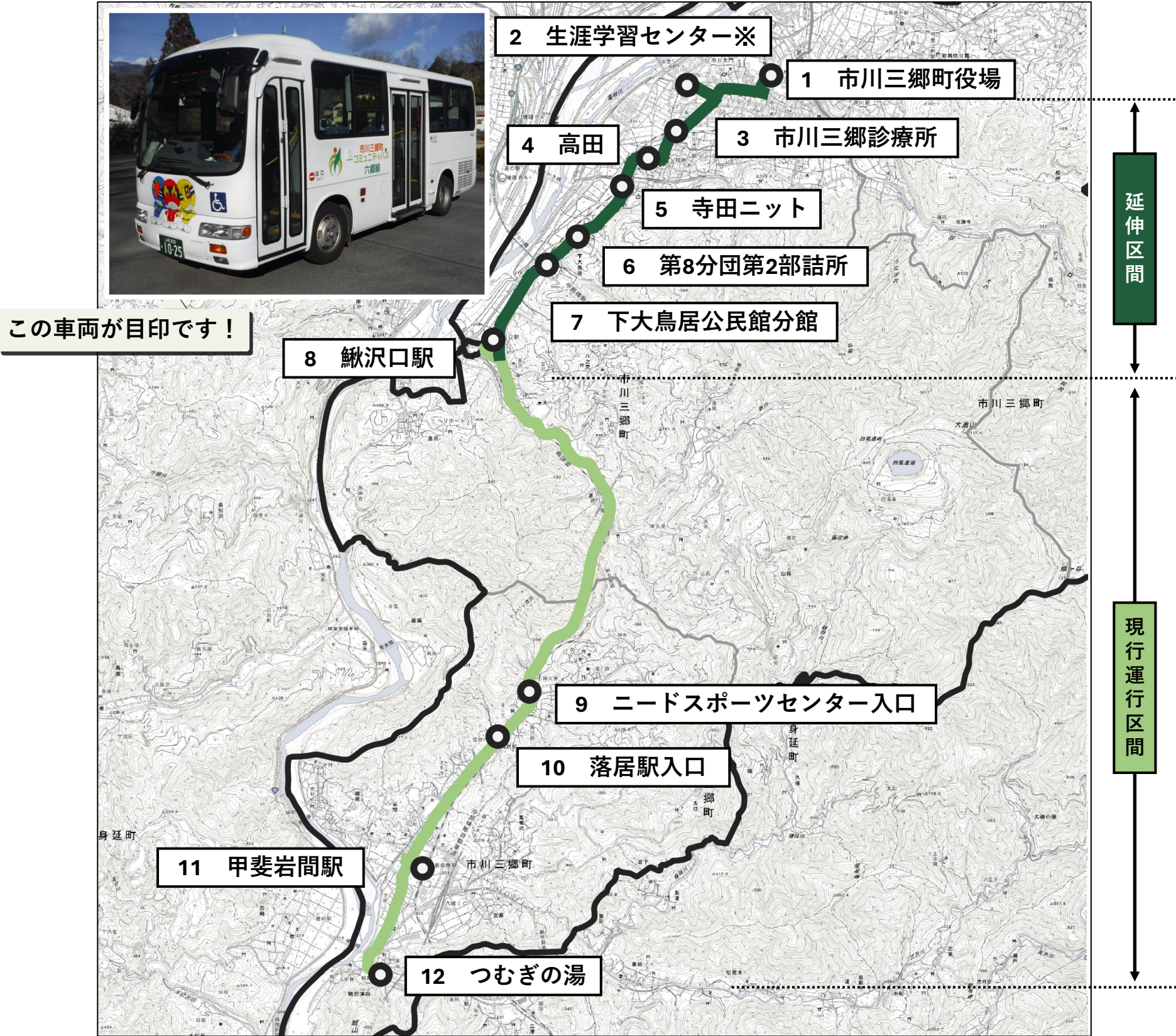
運行内容	現行	見直し後 (令和8年3月～)
運行区間	つむぎの湯～鯉沢口駅	つむぎの湯～鯉沢口駅 ～市川三郷町役場
運行曜日	月・火・水・木・金	
運行便数	11便	10便
運行時間帯	9時台～17時台	9時台～17時台
運賃	1乗車100円 ※高校生以下・75歳以上は無料	

【ポイント】
午前中の
役場までの移動が
ラクになります！

※祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休

< 運行ルート >

ご利用の際は、ルート上で手を挙げて合図をしてください。



< 運行ダイヤ >

	停留所	つむぎの湯 行					
1	市川三郷町役場		11:22発				延伸 区間時刻
2	生涯学習センター(※)		11:27				
3	市川三郷診療所		11:32				
4	高田		11:34				
5	寺田ニット		11:35				
6	第8分団第2部詰所		11:37				
7	下大鳥居公民館分館		11:38				
8	鰯沢口駅	9:10発	11:42	13:40発	15:00発	16:57発	現 運 行 時刻
9	ニードスポーツセンター入口	9:18	11:50	13:48	15:08	17:05	
10	落居駅入口	9:19	11:51	13:49	15:09	17:06	
11	甲斐岩間駅	9:23	11:55	13:53	15:13	17:10	
12	つむぎの湯	9:27着	11:59着	13:57着	15:17着	17:14着	

※生涯学習センターは開館日のみ経由します

JR身延線到着時刻(鰯沢口駅)	9:02着	富士行11:49	13:34着	14:52着	16:52着
-----------------	-------	----------	--------	--------	--------

	停留所	市川三郷町役場 行 ・ 鰯沢口駅 行					
12	つむぎの湯	9:45発	12:40発	14:35発	15:20発	17:20発	現 運 行 時刻
11	甲斐岩間駅	9:49	12:44	14:39	15:24	17:24	
10	落居駅入口	9:53	12:48	14:43	15:28	17:28	
9	ニードスポーツセンター入口	9:54	12:49	14:44	15:29	17:29	
8	鰯沢口駅	10:02	12:57着	14:52着	15:37着	17:37着	
7	下大鳥居公民館分館	10:06					延伸 区間時刻
6	第8分団第2部詰所	10:07					
5	寺田ニット	10:09					
4	高田	10:10					
3	市川三郷診療所	10:12					
2	生涯学習センター(※)	10:17					
1	市川三郷町役場	10:22着					

※生涯学習センターは開館日のみ経由します

JR身延線発車時刻(鰯沢口駅)	10:26発	13:10発	15:04発	15:46発	17:44発
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------

< 六郷線の利用例 >

お急ぎの際は、鉄道やタクシーのご利用もご検討ください。

